

平成 26 年 1 月 29 日
福祉部高齢社会対策課

第 5 期(平成 24～26 年度)
練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

高齢者の生活支援および見守りの充実

(第 5 期計画書 p76～82)

【第 5 期計画における目標】

ひとりぐらし高齢者や高齢者のみ世帯等の支援を要する高齢者が、一人ひとりの心身状況にふさわしい生活支援サービスを受けながら、地域の関係者の協力・連携による見守りにより、住み慣れた地域で安心して暮らせる状態を目指します。

【平成 24 年度当初の現状と課題】

現在、練馬区のひとりぐらし高齢者は約 38,000 人、高齢者のみ世帯の方は約 52,000 人、あわせて高齢者人口の 7 割弱を占めています。

ひとりぐらし高齢者、高齢者のみ世帯の中には、日常生活の様々な悩み事について、身近に相談できる相手がなく、孤立してしまう懸念のある方もいます。平成 22 年度には各地で不在高齢者問題が発生し、近隣関係の希薄化が浮き彫りになりました。

さらに、認知症の症状がある人も増加を続けています。これらの高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域包括ケアシステムの理念に基づき、介護保険サービスや各種生活支援サービスが、支援を要する高齢者へ適切に提供される必要があります。

また、これらのサービス提供と連携して行われる見守りの充実が欠かせません。このため、高齢者相談センターを中心に、民生委員、介護サービス事業者をはじめとする、見守り活動を行う様々な関係機関、団体、企業等の連携が重要です。

練馬区高齢者基礎調査によると、介護サービス利用の有無に関わらず「簡単な健康状態のチェックを受ける」「定期的に訪問してもらう」「定期的に電話をもらう(安否の確認など)」といった見守りに対するニーズが高くなっています。また、定期的な訪問の頻度は、「週に 1・2 回」を希望する割合が最も高くなっています。

このようなニーズは、高齢化の進行に伴い高まると予想されるため、地域ぐるみで高齢者を見守る体制の強化が求められます。

また、日常生活を支える見守りの他、災害時の対応も重要な課題です。災害発生時

には、通常の見守り体制が十分に機能しないことが想定されます。緊急時の安否確認等が、地域ごとに円滑に行われるための仕組みづくりを検討する必要があります。

「災害時要援護者名簿」へ登録済みの高齢者は約 26,000 人（平成 23 年 6 月 1 日現在）に達しており、今後も防災意識の高まりから増加が見込まれています。

災害時の支援を円滑に行うには普段からの関係が重要であるため、災害時要援護者名簿の登録促進とともに、見守りのネットワークへ組み込んで、日常的な見守りが必要な方の把握方法としても活用していくことが急務となっています。

【施策の方向性と主な取り組み事業】

1 生活支援サービスの充実

(1) 高齢者の日常生活を支えるサービスの充実

要支援・要介護認定を受けておらず、介護保険サービスの対象とならない高齢者に対し、日常生活の動作に何らかの支障がある、一時的なケガや病気により在宅介護が必要になった等の事情に応じた日常生活自立支援用具等の給付・貸与を行います。

また、ひとりぐらし高齢者（日中独居を含む）や高齢者のみ世帯で、支援を要する方を対象に、会食・配食サービスや、閉じこもり等改善のための通所事業、家事援助サービス等を提供します。

《主な取り組み事業》

事業 54 自立支援用具給付 【高齢社会対策課】

平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の 整備量・事業量等
日常生活動作に何らかの支障がある方 8 品目 1,910 件	日常生活動作に何らかの支障がある方 8 品目 2,075 件	日常生活動作に何らかの支障がある方 8 品目 2,000 件 / 年

事業 55 車いす等の貸与 【総合福祉事務所】

平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の 整備量・事業量等
車いす 延 589 件 介護用ベッド 延 362 件	車いす 延 549 件 介護用ベッド 延 260 件	車いす 延 576 件 / 年 介護用ベッド 延 420 件 / 年

事業 56 高齢者食事サービス事業 【高齢社会対策課】

平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の 整備量・事業量等
会食 利用者 56 名 (18 か所) 配食 利用者 1,523 名	会食 利用者 48 名 (18 か所) 配食 利用者 1,446 名	会食 利用者 70 名 (18 か所) / 26 年度 配食 利用者 1,590 名 / 26 年度

事業 57 食のほっとサロン 【高齢社会対策課】

平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の 整備量・事業量等
利用者 170 名（17 か所）	利用者 164 名（17 か所）	利用者 315 名（17 か所） / 26 年度

事業 58 いきがいデイサービス事業 【高齢社会対策課】

平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の 整備量・事業量等
利用者 489 名（33 か所）	利用者 473 名（33 か所）	利用者 430 名（33 か所） / 年

事業 59 高齢者生活支援ホームヘルプサービス事業 【高齢社会対策課】

平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の 整備量・事業量等
利用者 129 人	利用者 117 人	利用者 160 人 / 年

事業 60 高齢者の生活ガイドの発行 【高齢社会対策課】

平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の 整備量・事業量等
高齢者の生活ガイド 25,000 部	高齢者の生活ガイド 26,500 部	高齢者の生活ガイド 25,000 部 / 年

(2) 高齢者の権利擁護の推進

練馬区社会福祉協議会が設置する権利擁護センター「ほっとサポートねりま」と、高齢者相談センターの連携により、高齢者の権利擁護に関して適切な相談対応を行います。

権利擁護センター「ほっとサポートねりま」では、高齢者の権利擁護を目的とする成年後見制度をはじめ、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等を支援する日常生活自立支援事業の周知・利用促進を図るため、広報等 P R の充実や相談会の実施、各種団体への講師派遣の拡充に取り組みます。

また、認知症の人の増加に伴い、成年後見制度の需要も高まり、弁護士や司法

書士等の専門家による支援に加え、社会貢献的な精神に基づき後見業務を担う意欲のある区民による「社会貢献型後見人」の必要性が高まっています。このような状況を踏まえ、社会貢献型後見人の養成研修の充実を図るとともに、社会貢献型後見人が後見業務を受任しやすい仕組みづくりに取り組みます。

この他、保健福祉サービスの利用に関する苦情を受け付ける第三者機関として設置されている保健福祉サービス苦情調整制度の適切な運用を通じて、高齢者の権利擁護の充実や保健福祉サービスの質の向上を目指します。

《主な取り組み事業》

事業 61 権利擁護センターの運営支援 【福祉部経営課】

平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の 整備量・事業量等
権利擁護センター「ほっとサポートねりま」 相談件数 約 7,060 件	権利擁護センター「ほっとサポートねりま」 相談件数 約 6,569 件	権利擁護センター「ほっとサポートねりま」 相談件数 約 8,500 件 / 26 年

事業 62 成年後見制度等の周知・利用促進 【福祉部経営課】

平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の 整備量・事業量等
地域団体が実施する講演・勉強会等への講師派遣 14 回 相談会 7 回	地域団体が実施する講演・勉強会等への講師派遣 22 回 相談会 5 回	地域団体が実施する講演・勉強会等への講師派遣 20 回 / 年 相談会 5 回 / 年

事業 63 社会貢献型後見人の普及・育成・活用 【福祉部経営課】

平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の 整備量・事業量等
生活保護受給者等への後見人報酬助成 2 件 社会貢献型後見人の養成研修 14 回 4 人 社会貢献型後見人による後見業務の受任 延 6 件	生活保護受給者等への後見人報酬助成 1 件 社会貢献型後見人の養成研修 19 回 4 人 社会貢献型後見人による後見業務の受任 延 9 件	生活保護受給者等への後見人報酬助成 2 件 / 年 社会貢献型後見人の養成研修 15 回 / 年 6～8 人 / 年 社会貢献型後見人による後見業務の受任 延 13 件 / 年

社会後見型後見人への後見監督業務 延 6 件	社会後見型後見人への後見監督業務 延 9 件	社会貢献型後見人への後見監督業務 延 13 件 / 年
---------------------------	---------------------------	--------------------------------

事業 64 保健福祉サービス苦情調整制度の適切な運用【福祉部経営課】

平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の整備量・事業量等
制度周知のための区報掲載や、民生児童委員協議会等での周知 ・申立件数 12 件 ・苦情受付 125 件 ・相談受付 36 件	制度周知のための区報掲載や、民生児童委員協議会等での周知 ・申立件数 25 件 ・苦情受付 149 件 ・相談受付 44 件	制度周知のための区報掲載や、民生児童委員協議会等での周知

2 日常の見守り活動の推進

(1) 高齢者見守りネットワークの充実、拡大

見守りを必要とする高齢者の中で、訪問介護、訪問看護等の居宅サービスや、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護等の地域密着型サービスを利用している方については、介護保険サービスの利用を通じて日常的に状況の把握が行われています。

こうした介護保険サービスの利用を通じての状況の把握にあわせ、区では、高齢者相談センター支所を単位として、地域の民生委員等の見守り関係者による高齢者見守りネットワークを構築しています。

ネットワークの構成員である民生委員や、町会・自治会、老人クラブ、NPO、介護サービス事業者等、地域で見守り活動を行う団体相互の連携を深め、さらに、電気、水道、新聞販売店等、高齢者と接する機会を持つ多様な事業者等を幅広くネットワークに加わるよう働きかけていきます。高齢者相談センターは支所ごとに、ネットワークの中心となり情報の集約や、見守り活動の連携、調整を図ります。

また、現在は見守りの必要が無い方であっても、将来は家族構成や心身状況等が変化して見守りが必要となることも想定されます。このような方々に対し、ネットワーク関係者が日頃から生活状況に留意するとともに、緊急時には、見守りネットワークを通じて高齢者相談センターが、速やかに必要なサービスにつながります。

《主な取り組み事業》

事業 1 高齢者相談センターにおける相談対応【高齢社会対策課、総合福祉事務所】

平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の 整備量・事業量等
相談件数 延 134,507 件	相談件数 延 138,467 件	相談件数 延 145,000 件 / 26 年度

事業 65 高齢者見守りネットワーク事業【高齢社会対策課、総合福祉事務所】

平成 24 年度当初現況	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の 整備量・事業量等
ネットワーク運営数 (高齢者相談センター支所) 22 か所	ネットワーク運営数 (高齢者相談センター支所) 22 か所	高齢者相談センター支所の増設に伴う、ネットワーク運営数の増 ネットワーク運営数(高齢者相談センター支所) 25 か所 / 26 年度

事業 66 高齢者見守り訪問事業【高齢社会対策課】

平成 24 年度当初現況	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の 整備量・事業量等
利用者 434 人 訪問員 240 人 (年度内延べ人数)	利用者 417 人 訪問員 226 人 (年度内延べ人数)	利用者 1,000 人 / 26 年度 訪問員 260 人 / 26 年度 訪問員の増員および研修等の充実を図る

事業 67 緊急通報システム【高齢社会対策課】

平成 24 年度当初現況	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の 整備量・事業量等
利用者 348 人	利用者 399 人	利用者 500 人 / 26 年度

(2) 認知症の人の徘徊対策

認知症で徘徊している方を早期に発見、保護するため、日常的に声を掛け合える地域づくりを行い、徘徊が発生した際には登録者に情報提供できる仕組みを構築します。

《主な取り組み事業》

事業 29 認知症高齢者徘徊対策ネットワーク事業 【高齢社会対策課】

平成 24 年度当初現況	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の整備量・事業量等
認知症高齢者徘徊対策ネットワーク事業 協力者登録数 641 人 / 23 年度末時点 累計	認知症高齢者徘徊対策ネットワーク事業 協力者登録数 728 人 / 24 年度末時点 累計	認知症高齢者徘徊対策ネットワーク事業 協力者登録数 1,000 人 / 26 年度末時点

(3) 見守り対象者が多い地域の体制整備

居住者の高齢化が著しい集合住宅等、見守りが必要な方が多い地域に対しては、見守りや安否確認等を強化するために、当該地域に見守り機能を持つ拠点を設置します。

《主な取り組み事業》

事業 68 **新規** (仮称)見守り相談所事業 【高齢社会対策課、総合福祉事務所】

平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の整備量・事業量等
	課題や方針等について検討	4 か所 / 26 年度

3 災害発生時の支援

災害時においては、高齢者をはじめ障害者等、自力で避難をすることが難しい方々全体を支援していくことが必要となります。このような要援護者を把握し、災害時の支援活動が円滑に行われるようにするため、区は災害時要援護者名簿を作成・整理しています。

しかし、災害の状況によっては、安否確認等を速やかに行うことが困難な状況も考えられます。そのため、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を踏まえ、要援護者に対するより有効な安否確認の方法等について、高齢者見守りネットワークの関係者による安否確認も含め、個人情報保護に配慮しつつ検討を進めていきます。

《主な取り組み事業》

事業 69 災害時要援護者名簿の作成・整理 【福祉部経営課】

平成 24 年度当初現況	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の 整備量・事業量等
名簿登録者 28,026 人 (名簿登録者のうち、65 歳 以上の方の人員数)	名簿登録者 29,298 人 (名簿登録者のうち、65 歳 以上の方の人員数)	名簿登録者 30,000 人 (名簿登録者のうち、65 歳 以上の方の人員数) / 26 年度

事業 70 **新規** 要援護者の安否確認体制の構築 【福祉部経営課、防災課】

平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の 整備量・事業量等
練馬区地域防災計画（平成 23 年度修正）に、避難拠 点を活用した新たな安否確 認の仕組みについて記載。	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな災害時要援護者安 否確認の仕組みについて、 区民防災組織等への説明会 を 6 回実施。 ・モデル地区 7 校で訓練を 実施。 ・各拠点に配備する災害時 要援護者名簿の地区割りに 着手。 	安否確認が円滑になされる 体制の構築 / 24 年度

【評価】

1 生活支援サービスの充実

(1) 高齢者の日常生活を支えるサービスの充実

要支援・要介護認定を受けていない高齢者が、一時的なケガや病気などにより日常生活を送るうえで支援が必要になった場合に、自立支援用具の給付や車いすの貸与等の事業を実施し、在宅での生活を支援しました。また、ひとりぐらし高齢者等の低栄養および閉じこもりを予防するため、高齢者食事サービスや食のほっとサロン事業を実施し、健康で自立した生活が送れるよう支援しました。

これらの各事業が、必要な方に利用されるよう、事業の内容をまとめた高齢者の生活ガイドをはじめとする様々な媒体による事業の周知の充実が必要です。

(2) 高齢者の権利擁護の推進

区では、権利擁護センター「ほっとサポートねりま」を「練馬区における成年後見制度推進機関」と位置付け、運営に要する経費等を助成し、高齢者相談センター等との連携を図りながら、高齢者の権利擁護に関する支援事業の充実を図りました。

社会貢献型後見人の養成研修では、後見業務に関する疑問や不安の解消に力点を置いた取り組みを行いました。さらに、権利擁護センターが後見監督業務を行い、後見業務内容の監督および助言や情報提供等の支援を行うなど、バックアップ体制を整えています。

また、保健福祉サービスの利用者から寄せられる苦情申立に対し、第三者機関である保健福祉サービス苦情調整委員が中立的な立場で迅速に対応し、サービス利用者の権利および利益擁護を図りました。

2 日常の見守り活動の推進

(1) 高齢者見守りネットワークの充実、拡大

高齢者見守りネットワークに加わる関係者が増えてきており、高齢者相談センター支所を中心とするネットワークが徐々に拡大しています。さらに、広範囲での見守りが可能なライフライン事業者や生活協同組合連合会等との連携も進みつつあります。現在、見守りの協力関係機関から高齢者相談センター支所に寄せられる情報を、速やかに関係機関へ提供できる体制を整えています。

(2) 認知症の人の徘徊対策

認知症サポーター養成講座や高齢者相談センター支所におけるミニ地域ケア会議等で、「練馬区認知症高齢者徘徊対策ネットワーク事業」の案内を行い、事業の利用や協力の周知を図りました。協力者は増えていますが、利用実績や効果についての検証が必要です。

(3) 見守り対象者が多い地域の体制整備

これまで、居住者の高齢化率が高い集合住宅地域に、見守り機能を持つ拠点（見守り相談所）の設置を検討してきました。しかし、集合住宅地域に限らず高齢化率が高い地域があることから、見守り相談所を局地のみに整備するのではなく、広い範囲に渡り整備することが必要です。現在、社会福祉協議会との協働や、出張所管轄地域毎に、地域住民による見守り活動の方策を検討しています。

3 災害発生時の支援

災害時要援護者に対する安否確認につきまして、民生委員・防災会等が避難拠点（全区立小中学校 99 校）に参集し、あらかじめ配備する災害時要援護者名簿を活用して安否確認を行う仕組みを構築することとしました。現在、どこの避難拠点到どの範囲の名簿を配備するかを決める地区割りの調整を行っています。

【平成 25・26 年度の取組に向けて】

1 生活支援サービスの充実

(1) 高齢者の日常生活を支えるサービスの充実

引き続き、高齢者が在宅で自立した日常生活を送れるよう各事業による支援を行い、サービスを必要とする方に適切に提供できるよう、区民にわかりやすい事業周知に取り組みます。

(2) 高齢者の権利擁護の推進

区では引き続き権利擁護センターの運営経費の助成を行い、高齢者の権利擁護に係る相談支援を行います。成年後見制度推進機関として、地域の関係機関との連携を深めるとともに、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の普及啓発、社会貢献型後見人の育成およびバックアップ体制の強化を行い、成年後見制度の利用促進を図ります。

保健福祉サービス苦情調整制度については、制度を知らないために相談に至らないケースを減らすよう、区報や民生児童委員協議会等での説明により、制度の周知・普及に努めます。

2 日常の見守り活動の推進

(1) 高齢者見守りネットワークの充実、拡大

引き続き、事業者や関係機関等に見守りネットワークへの協力を働きかけ、見守りネットワークの拡充に努めます。また、個別対応の見守り訪問事業や緊急通報システム事業についても、必要な方に適切に提供できるよう区民への周知を強化していきます。

(2) 認知症の人の徘徊対策

地域の認知症サポーターや認知症を理解する区民等の地域人材を活用した見守りの推進により、徘徊高齢者を支える地域づくりを検討します。また、区で補助を行っている認知症高齢者徘徊探索サービス（GPS探索）については、引き続き実施し、利用の拡充を図ります。

(3) 見守り対象者が多い地域の体制整備

見守りは、区民一人一人が見守りの担い手となり、地域での見守り活動を行うことも必要です。区は区民による見守り活動を支援するために、出張所管轄地域毎に、地域住民による見守り活動を展開していく方策を検討していきます。

3 災害発生時の支援

災害時要援護者名簿のより実効性のある活用が図れるように、名簿に登録者の身体状況（歩行・聴覚・視覚・言葉）を記載するとともに、改めて登録の意思を確認するため、全件調査を実施します。

そして、地域における災害時要援護者名簿の安否確認の仕組みの定着を目指して働きかけていきます。